

## 「佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例」について (概要)

近年、大雨・短時間強雨がもたらす水害・土砂災害等の気象災害が頻発する背景には、自然変動だけでなく地球温暖化の影響があるとされています。

町は、人間が排出する温室効果ガスが地球温暖化の一因であると考え、主に二酸化炭素の削減に取り組むため令和5年3月に町長と議会議長の連名で「気候非常事態」を宣言し、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指しました。

目標の実現に向けては、再生可能エネルギーの導入、特に太陽光発電は有効な手段とされているものの、野立太陽光発電施設の設置については、安全面、防災面、景観及び自然環境への影響又は設備廃棄など地域環境に与える影響が大きく、地域住民とのトラブルに発展するなど、問題があることが全国的にも指摘されています。

太陽光発電施設の許可については、これまでも関係法令及び佐久穂町再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する指導要綱により、地域住民の意思を尊重し、佐久穂町環境保全条例に定める大規模開発行為の許可として対応してきました。しかし、安心安全に対する住民の意識が高まる中、町がカーボンニュートラルの実現を推進するためには開発と保全の調和、ひいては地域との共生、理解と協力が不可欠であることから、この度「佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例」を制定しました。

### 条例の目的は？

太陽光発電施設は脱炭素社会の実現に寄与する一方で、地域の自然環境及び住民の生活に負荷を与える例が見られることから、町内における太陽光発電施設の設置と維持管理に関して必要な事項を定め、もって災害等の可能性及び地域環境への影響を最小限にとどめ、町民の安全で安心な生活を確保することを目的としています。

### 条例の特徴は？

- ・太陽光発電設備を設置するには、町長の許可が必要となります。
- ・許可には、次の同意が必要です。
  - ◇隣接地の土地所有者全員の同意
  - ◇近隣住民の3分の2以上の同意
  - ◇区代表者等の同意
- ・太陽光発電設備の設置を禁止する「禁止区域」「抑制区域」エリアを設けました。
- ・条例に違反した場合は、町の許可取り消しなどができるようになります。

### 条例の対象となる太陽光発電設備は？

- ・土地に自立して設置される太陽光発電設備。
- ・合計出力 10 キロワット以上の設備(営農型太陽光発電設備を含む。)

### 禁止区域 (発電施設を設置できません)

- ・砂防指定地
- ・国指定重要文化財の建造物、国登録有形文化財の建造物、国指定史跡、国指定名勝、国指定天然記念物の区域
- ・保安林の区域
- ・第1種農地(営農型太陽光発電事業は除く。)

- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・長野県宝の建造物、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物の区域
- ・佐久穂町指定重要有形文化財の建造物、佐久穂町指定史跡、佐久穂町指定名勝、佐久穂町指定天然記念物の区域
- ・斜度 30 度以上の角度をなしている区域
- ・上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める区域

#### 抑制区域（発電施設を設置しないよう求めます）

- ・長野県が地すべり危険箇所、地すべり危険地、又は山地災害危険地区として公表している区域
- ・長野県が急傾斜地崩壊危険箇所又は山地災害危険地区として公表している区域
- ・長野県が土砂災害警戒区域、土石流危険区域、土石流危険渓流、又は山地災害危険地区として公表している区域
- ・合計出力50kw以上又は敷地面積500平方メートル以上の場合で、計画区域の敷地境界線から水平距離で300メートル以内の区域に居住者がいる区域
- ・上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める区域

#### 事業者が違反したら？

- ・不正な手段により町の許可を受けたときは、許可を取り消します。
- ・町の命令違反等があった場合は、事業者名などの公表を行います。

#### 町、事業者、土地所有者、地域住民等の責務は？

<p><b>【町の責務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の目的を達成するために必要な措置を講じます。</li> </ul>	<p><b>【事業者の責務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置の際に必要な費用に加え、維持管理に要する費用及び撤去などの際に必要となる費用の確保をしなければなりません。</li> <li>・事業区域及びその周辺地域の自然環境、景観及び生活環境を保全するために必要な措置を講じるとともに、事故、公害又は災害の防止を図り、地域住民等と良好な関係を保たなければなりません。</li> <li>・発電事業の実施に起因して事故等が発生したとき又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において解決しなければなりません。</li> </ul>
<p><b>【土地所有者の責務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等の発生を助長し、又は自然環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該事業区域を使用させないように努めなければなりません。</li> </ul>	
<p><b>【地域住民等の責務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければなりません。</li> </ul>	